

鎮西島津庄、その成立・増大・住人並に傳領

徳重淺吉

故吉田東伍博士の庄園制度の大要（第六章、武士の強盛と庄園の興立）に、

武士の強盛は既に天慶の將門亂の當時にも想像し得らるゝが、時の攝政は忠平、忠平の四世の孫道長は、藤氏の權勢富強がその絶頂の極度に達した時である。この道長の子賴通の時に、大宰大貳平季基といふ者が日向島津庄を開いて、之を賴通に献じたことがある。賴通その地を倍増して、遂に日向・薩摩・大隅の三國に跨り、古來勇有の廣大なる庄園となつた。凡そ庄園の興立・増大・沿革の始末に就いては、この島津の庄の一例が最もよく説明するものであるから、左に之を述べて見ようと思ふ。

と記して、大體博士が大日本地名辭書に記されたことを載せてあるが、然しそれは極めて簡単なもので、三國名勝圖會や、薩隅日地理纂考の本文を殆どそのまま引用されたものであり、加ふるに、茲に孫引した中にあるやうに平季基を大宰大貳とし、或はその次には筑後守惟宗廣言の子忠文と

も記して居られる如く、隨分過誤に陥られた所があるのであつて、島津庄のことを最もよく詳にすべき薩藩舊記雜錄に輯めたる文書其他については精細に検討せらるゝの時間があられなかつたものやうである。が又その種本となつた三國名勝圖會（薩隅日地理纂考は明治になりて之を縮小したるものなり）は幕末藩中の學者が、藩命によつて、寛永以來藩廳が蒐集した古文書を參照して編纂したもの（先年島津公爵家より出版せらる）なるに拘らず當時の史學の發達は未だ今日のそれに及ばざるものがあつた爲に、間々誤傳や誤解を記載してゐるのである。尤も故重野成齋博士は所謂科學的歴史研究者の大立物であつただけあつて、薩藩史談集（前半が博士の講演を筆記せるもの）や薩藩史風沿革の序文には、可成り先人と異つた意見を述べてゐられるが、然しこれにも猶先人特に島津國史の誤見をそのまま繼承したる所、考證の足らざる點、乃至は故らに見解を曖昧にしたり、説を曲げたりせられた節も多々あるやうである。薩藩舊記雜錄に至つては前後六十八卷、近世末葉の史家伊地知季安が數十年を費して採録したものを、弘化より嘉永にかけて整理したもので、長久二年より元和元年に至る五百七十余年間に亘り、舊鹿兒島藩領内人士に藏せられその史蹟に關する文書を輯め、かの萩藩閥閱錄、伊達氏後家後錄、土佐國群書類從などと共に、近世に於ける藩史の編輯錄たり。加之書中極めて簡単ではあるが出來る丈輯錄文書讀解に必要なる手引を注せんと努められたのであつて、その數字又は數行の補註の中に編者の見解を窺ひ得るものがある。たゞ未だ古文書學の開けざりし時代とて、誤讀、誤寫も可成り夥敷混じ、中には僞文書

たること明白なるものを氣付かずに居られるものがある（（舊文書も採録しておくことは研究上、また効益が少くないのに編者は、そういうふう用意はなく、自分で偽と判じたものは採録せぬ方針を探つて居られたやうである。））が、これ等は先づ當時として致方なきこと、我々はその努力、精學に對し萬腔の感謝を捧げねばならぬ。これと類似のものに、ほんの小冊ではあるが建久圖田帳がある。けれどもこれは論述の便宜上後に譲らう。尙纏つた薩藩史として、得能通昭の西藩野史二十二卷と島津國史二十四卷がある。前者は寶曆八年得能通昭の著はす所、清和天皇より島津二十四代重年に至る編年史であるが、三州諸家の治亂興廢を甚だ周密に記してある。藩庫にあつた古文書・古記録も精密に讀んである。後者は寛政十二年、藩學造士館教授山本正誼が藩命を奉して撰進したもの、漢文で認めた編年史で、甚だ要を得た記述であるが、研究の上からは荒削りではあつても前者の教ふる所が多い。

以上の如く舊鹿兒島藩に關する書籍はあつても、それ等は皆藩政時代特に島津家の隆替を明にせんとの用意の本に編まれたものである。故に今若し島津庄の如きものに就て知らんと欲すれば、先づ専ら文書集たる舊記雜錄と、建久圖田帳によらねばならぬのであるが、何と云つても前者は、地頭庄官等の末裔に傳へられたものゝみであり、それも、長い戰亂の時代を経て、諸家に盛衰ありしことゝてあけてあるものが少い。そして研究上同等に必要な本所・領家の文書は未だ發見せられないものである。たゞ圖田帳のみは國衙例のもので甚だ貴重なものであるが建久八年のものゝみであ

る。旁々未だ庄園研究として獨立して纏めるには肝腎史料に欠けてゐるのであるが、豫て自分が精細に薩藩舊記雜錄と建久圖田帳とを漁り、その他の關係文書を閲讀した結果は、可成り澤山に、或は從來の所傳を肯定し、或は訂正し、或は疑團を解決し得ることがわかつた。故に此の機を以て今一度、自分が寓目した材料によつて、嚴密なる再批判を行ひ、了解し説明し得る範圍内に於ての正確なる知識を組立てゝ見度いと思ふ。それには一々從來の説を列舉し、さて之を逐一考證的に論辨して行くのがよいのであるが、それには第一紙數を費し、時日を要し、記事を無味煩雜なるものにするから、茲では成るべくそれ等の道引は略して概念が明確にせらるゝ位の程度でおかうと思ふ。自然、必要な時には前記誌書と校讀して、その當否を判断せられ度い。

二

先づ島津庄の起源から始めるが、之に關する記述は前記諸書にも引いてある正應元年六月の島津御庄の庄官等の言上狀である。薩藩舊記（薩藩舊記雜錄のこと）によれば原本は志布志の邑士鹿屋權左衛門の家にあつたことであるが、その主なる部分は次の如し。（番號、以下准之）

(1) 島津御莊官等。謹言上

欲且依代々政所御下知。並庄號以後二百六十餘歲不動例。且任院宣。關東御教書旨。被經御奏聞。被下 緯旨。令言上關東。被究淵底。永被停止神官等新儀濫訴。大隅圖正八幡宮御造

營。當本庄不勤子細事。

副進

普賢寺禪定殿止缺カ下政所下文案。承元二年九月日狀云。於無舊記者。神人等今案計也。

舊跡之外。可令停本庄新錢支配。云々

一通 同政所御下文案建暦三年六月廿七日狀趣。以同前(以下略)

右謹考故實。正八幡宮御垂跡者。和銅年中正殿已下社屋不殘一字。被支配三州圖田日向大
隅薩摩之間

既五百餘歲。御造營敢所相違也。島津本庄者。萬壽年中。以無主荒野之地。令開發。庄號。令寄進。宇治關白家。以降。長元年中。奉崇伊勢太神宮依神告
號神柱。宇佐八幡已下五社。爲鎮守令建立。

七堂伽藍稱其題額於常樂寺。此外諸寺諸山御願寺。其數惟多。仍公田町分五○此下文字欠
けて詳ならず者。被宛行供料免田。天長地久之御願。薰修年舊。靈驗彌新。安置本尊者。無雙靈佛。擬有世上子細之時者。自佛身流汗。示奇特之瑞相事。自昔于今無退轉。御祈禱之次第。具于年中行事。庄號以後二百餘歲者。彼寺社造營之外全無他事之處。神官等建仁三年始雖掠賜宣旨。御莊官依申披不勤之子細。普賢寺禪定殿下御時。可早任先例止新儀之由。承久建暦兩度御下知嚴重也。○下略

これによれば此庄國は後一條天皇の萬壽年中に開發され、當時の關白藤原頼通に寄進せられたのである。而もそれは長元以前であるらしいから、開發と同時にか、數年の内にかである。さてその開發者については、長谷場文書舊記に轉む、以下も特に断らざるものは之に准ず建暦三年四月日の南郷門貫山寺蘭領主僧知恵の愁

狀に

(2) 彼薦者寺僧之領立之年序既積來所以御庄建立主平大監季基朝臣之御子息平五大夫兼輔朝臣之時從太宰府奉呼越竹林房給有所渡與給薦也。

あるから、大宰大監平季基なる者であつた。従つて從來傳へてゐる萬壽三年といふ説は先づ正しいとしてよい。但し先人が

(3) 季基は三侯院を領し益貫マスヌキ○梅北村に居る。鹿屋玄兼自記に、季基は三侯の主マサニとあり。○以女子一人ありて男子なし。○勝圖會

と論斷し、之に依つて伴兼貞なるものに女子を配して三侯を譲り、季基自らは宅を箸野ハシノ○庄内南郷の中にありき、今末吉村に營んで退老したといふ肝付氏の家傳を採用してゐるのは、この二、を看過したものと云はねばならない。即ち季基には兼輔なるものがあつたこと、順徳天皇の御宇までは確かに傳へられてゐたのである。

所がその平大監季基なる人の名が諸氏の系圖や記録類に全く出て居ない。だから予も、今の處先人と同じく、卒爾に此名を出す外ないのであるが、強いて云へば、その平氏なると、己の名には季の字、子息には兼の字のある點から推して出羽守平季信の何かに當るのではないかと思ふ。季信は正しく萬壽頃の人で、父は伊勢守兼以一作尊卑分脈による○親信卿記の著者、山城の兄に當

る。其の女には閨秀歌人として知られてゐる出羽ノ辨がある。彼の女は御堂關白道長の女にして、頼通には妹なる後一條帝の中宮威子の女房であり、中宮の崩後はその御腹にして後冷泉天皇の中宮で在した章子に仕へ奉つた。自然頼通の第宅にも出入し、その恩顧も受けたらしい。榮華物語の初め三十卷即ち萬壽四年道長の薨去までを記した部分が赤染衛門の筆と云はれるに對し、その後の七卷、即ち長元より治暦に至る頼通の時代を取扱つた部分が彼の女の筆に成つた（その次の三卷、教通時代の筆者は未だ不明）と言はれるのは、依て以て彼の女並に父季信と頼通との關係を推さしむるに足るものがある。そこに同じく地方官であつた平季基が其開いた莊園を頼通に寄進したとすれば此の想像には或る程度のプロバビリチエが賦與されていゝと思ふ。そこで、もつとはつきり言ふならば彼は季信と近親にして同じく頼通の乾兒たりしものであらうとするのである。

三

さて引用の一によると平季基は無主の荒野を開發した。これが島津の庄と名づけた。そしてこれが正應頃の島津本庄といふのであるが、これは吟味すべき幾多の問題を含んでゐる言ひ分である。先づ第一に島津の地名を冠したのであるから、島津即ち今之宮崎縣都城に始まり、こゝを中心として發達したものである。而して此の地は日向諸縣郡モロカタに位し、諸縣君の支配地で三股連等の名も見られる。延喜式の兵部省式諸國驛傳馬の條に驛馬五疋を置くの規定があるので見ると、夙に交通の要地

として認められてゐた。後の建久圖田帳には島津院三百丁と見れてゐる。類聚三代格を見ると延暦十四年閏七月十五日及び九月十七日に亘つて諸國に建てゝある郡倉が、一處にある爲に百姓の居より遠く離れ貢納に不便なるのみでなく、甍宇相接して一倉火を失すれば全倉共に焼くるの弊あるを以て、院内の倉庫を十丈以上相離れて建てしめ、且つ不便なる處は、郷毎に倉院を建つべきことを太政官より令してゐるが、蓋し此の院倉があつた字に冠し、更にそこに輸納する郷村全部をも含めて呼ぶことになつたのであらう。それを庄園制度の大要には「政事要略、弘仁十四年、太宰府管内諸國割置公營田の條に、近百姓居、各建小院、所獲之稻、除田租・納官兩色以外、便納此院である制度の遺號である」云々と説明してあるが、これは恐らく當つて居るまい。たゞひ口分及乘田を割いて公營田を作つても之は小部分であり、且つ長く續いたとも思はれない。だから後世に殘るやうな倉院は、矢張り田租・納官・調庸等を納れる正倉であつた筈、即ち同じ條中に「本倉」の字を用ひてゐるものであらうに、博士がこの二字を看過されたのは遺憾であつた。それは兎に角、驛と院倉とが置かれた點のみでも、島津なる場所は夙にこれ以前から重要な處であつたことを知り得る。若しそれ一葉の地形圖を開いて見るならば、そのなりし所以は直ちに了解することが出来るであらう。

所がこの島津に開いて庄園と號したといふ季基の墾田は一體いくら位の廣さであつたであらうか

今處この正應の言上狀による外はないが、それには萬壽(四年)^つの次の長元(九年)^つ中に創建せられたといふ、神柱神社や常樂寺の故址から見る外ないが、その神柱社は今こそ都城市宇宮丸にあるけれども、明治六年までは中ノ郷内梅北村にあり、常樂寺の址は之を遙に離れて今の中ノ郷内村に近い横市村にある。尙名勝圖會には、安久村建立寺といふ地に屋形石なるものあり、二臺の石碣で梵字を彫刻してあるが、その邊に屋形崎といふ地名もあり、鹿屋玄兼日記(後に説)にも既に平太監在所と記してゐる由傳へてあるが、これは傳説ならんと考へても、建立寺といふ地名は何程かの参考に價する。その他今も正應寺・神應寺などの地名あり、西生寺は仁安中益貫に建てられた確證がある點などから考へ合せて見れば、建久八年の日向國圖田帳に

(4) 殿下御領島津庄田代三千八百三十七町

一圓庄二千二十町

北郷三百丁右諸縣郡内

前右兵衛尉
地頭忠久

中郷百八十丁右郡内

地頭同人

南中郷二百丁右郡内

地頭同人

救仁郷百六十丁右同郡内

地頭同人

財部郷百五十丁右同郡内

地頭同人

三侯院七百丁右郡内

地頭同人

島津破三百丁右同郡内

地頭同人

吉田庄三十丁右郡内

地頭同人

寄郡千八百十七丁

新名五十丁右臼杵郡内

地頭掃部頭殿

浮目七十丁右同郡内

地頭同人

伊富形十五丁右同郡内

地頭右兵衛尉忠久 大貫十二丁右同郡内

地頭同人

新納院百二十丁右兒湯郡内

地頭掃部頭殿(以下略之)

どある内、少くも島津院、北郷、中郷、南之郷、三侯院は(少なかつたにしても)、其中に含まれてゐたことが推及せられるのであつて、さうすれば、甚だ便利のよい、開けた地方の廣大な區域に亘つてゐた譯である。而も此邊甚だ豊穰な處であり後世所謂庄内と呼んで、鹿兒島藩でも生活のしにくい西目即ち南薩日置、川邊の兩郡、遠くは肥後天草の人等が、出稼のために、毎年秋から春にかけて來た處、その西目の人々には

行こか罷ろか庄内さへ行こか

庄内の茅葉にや米がなる

ど謠はれたものである。(予が父は若くより三州の諸地を廻り、又古事民情)

さて然らば、こんな地方的の中心であり、豊沃の地であり、且つ夙に政府の支配も行はれてゐる處に、彼の如き廣大な地域が果して無主の荒野として残されてゐたであらうか。歴史を按すると、南九州の文化は神代はとにかく、奈良朝頃からは、宇佐八幡を一つの足溜りとして南下して大隅(和銅六年四月日向の四郡を分ちて大隅國をおく)に及んだものと、太宰府を中心として西海岸に沿ひ薩南(古の阿多の國)に及んだもの

鎮西島津庄、その成立・増大・住人並に傳頌

どある。此頃からは住民を隼人と呼び、朝廷にも阿多・大隅の隼人が番上したものである。その上天平二年までは、「太宰府言、薩摩・大隅兩國百姓。建國以來。未曾班田。其所有田悉是墾田。相承爲佃。不願改動。若從班授。恐有喧訴。於是隨舊不動。各令自佃焉。」(續日本記、天平)と記されてゐるもののが東征西撫大に王化を恢弘せられた帝桓武の延暦十九年には「收大隅薩摩兩國百姓墾田、便授口分」(類從國史第五十九)といふことになつてゐる。尤もこれが、どの程度に、何時まで行はれたかは全くわからぬが、事實であつたことはその確證に准すべきものがある。即ち大隅國臺明寺文書に見えたる條里の制の痕跡であつて、長承四年五月廿七日の正八幡宮檢校僧嚴禪の土地賣券以下、同年六月一日の財田稻富解、康治元年九月廿日正宮執印僧行賢の寄文、大治五年十二月廿八日宗岡重武賣券、文治三年二月廿五日座主僧覺源賣券、建永二年三月十七日講衆僧印西讓狀等に出てゐる。否建久圖田帳に註記してある所の國衛・公領・府領などの田地名目は一層よく之を示すものではなからうかそれを從來の薩藩史學者のやうに「薩隅日は建國以來各所墾を佃りいまだ曾て班田に改めず」と使之を以て季基も公田を掠めたるにあらざるの證とするは未だ詮索が足らないものである。自分は色々の點から考察してこの庄、少くもその大部分はもとより無主の荒野でなく、又季基一人の力によつたものでもなからうと判斷したい。以下これを話さう。

抑々太宰大監は帥一人大貳一人少貳二人の下に位し、正六位下二員を以て之に充て、府内を糾判し、

文案を審署し、稽失を勾へ非違を察所部の非違を巡^(官位令、職員令)するもので御目付役である。延喜式税式による巡行には三人の僚仗を隨ふるの待遇を受けてゐた。だから季基萬壽三年に巡行して來た時に創めたといふ名勝圖會の説はよい。何となれば、當時の太宰府官吏の腐敗は、中央に於ける朝官、地方に於ける國郡司の腐敗と同じく、綱紀の弛廢言ふに忍びざるものがあつた。延喜十四年三善清行が上書した意見封事十二箇條は時弊を痛言したものとして有名であるが、それに先づ三十年なる元慶八年九月五日には大隅守從五位下時統宿源當世から解を以て

(5) 大隅・薩摩・日向・壹岐・對馬等國・島四度公文。進太宰府。國・島雜掌不更向京。而此國自天長元年以降六十一年。未請稅帳返抄。就中。從天長元年迄貞觀十五年合五十年正稅返却帳所徵勘出穀類二百五十一萬二千六百九十束。自貞觀十六年迄當年一十一年公文未勘。亦其帳未進。然則勘出之穀未知幾許。望請准六國。雜掌勘辨彼帳。太政官處分。依請即下知太宰府。

と太政官に上申してゐる(類聚國史卷八十)。延喜の民部式並に主計式を見ると、太宰府管内の内、薩摩・大隅・日向・壹岐・對馬の三國三島の四度の公文即ち大帳(戸籍に關する帳簿)、稅帳(正稅收納に關する帳簿)、調帳(調庸の收納に關する帳簿)、朝集帳(地方廳一年間の政務報告書)及び肥筑豐前後六ヶ國の朝集帳のみは、太宰府の雜掌が之を勘申することになつてゐる。然るに此の解文によると、大隅國では天長元年以後六十一年間の正稅の領收書を受取つてゐないのみならず、その内最近十一年間の公文は未だ勘出し上申していない。隨つて、正額に

いくらの稅を納めてゐるのかわかつてゐない。それ故に他の六ヶ國と同様に國の雜掌から直接太政官に勘申するやうに改正して欲しいといふのである。蓋し太宰府吏の怠慢を彈劾したるもの、誠に驚き入つた上申ではないか。こんな風では府内を糺判するも非違を巡察するもあつたのではない。苟も免るゝ所あらば國家の公田を攘奪するのも尋常のことであらう。

因に九州特に三州には別府なる地名が多い。建久圖田帳にも可成りの數が見られてゐる。喜田博士に聞くに宇佐神領大鏡には荒野を開墾して別府となしといふ文句がある由、故吉田博士は之を「庄田に別府といふ名目がある。世俗之を國府の別館かなご稱するものがあるけれども、實は別府墾田の謂で庄田の中にも、特に別異の符宣を以て賜與聽許せられたる私墾をいふのである。即庄田の一目であつて國府とは何等の關係もないのである。」(庄園制度)

と説明された。之は甚だ明快な論斷であるがたゞ符宣なる詞が甚だ曖昧である。そこで之を補足するならば、例へば大隅國圖田帳にある。

(6) 加治木郷百廿一丁七段半

正宮新御領、本家八幡、地頭掃部頭、公田永用百六丁二段半、郡司大藏吉平妻所知
件名雖爲社領。號府別府。以數百餘丁宛五十丁。所當准千疋。殘六十餘丁不辨濟府國兩方。
恣私用也。動不隨國務也。

といふ確證によつて、太宰府の別符とすべきである。符宣でも稍的確ならず、况んや符宣をや
別とは正式でないといふ意味であらうが、思へば之も太宰府の亂脈を示す一例であらう。

尙も一つ亂脈の徵證を擧げれば、その職員數の増加である。これは中央官吏の遙任・年官・年爵
なぞの惡風と相應するもので、無論太宰府に限つたことでない。だが今その例證を薩藩舊記に
とつて見ると、少し時代は下るが應保二年十月廿九日大隅國雜掌に下した府の下知狀には小監
一、大監二、權大監一、大監代二、監代十二人が署名して居り、建治二年正月日、薩摩國雜掌
へのそれはもつと多くなつてゐて大監二、少監二、少典二といふ職員令の規定とは比較になら
ない。

四

だがかういふ亂脈と弛廢とは當世の風潮であつた。國司にあつても重任、遙任、妻子の帶同、同
姓者の郡司任用、土豪との婚姻、土着等は普通のこと、その員數の如きも權官・代官、員外の官、
その數の多きことは言語に絶するまでになる。令制にては大隅は中國であるから、守一様一目一史生
三となつてゐるのに、例へば(15)に擧げた數を見れば目代一、權大様、權介十三といふ數に上つてゐ
る。而もかかる數は無論一時に出來たのではなく、漸次馴致せられた状勢であることは説明を須ひな
い。かくて季基が巡行して來た際は恰もこゝに庄園を開くべく事情が具つてゐたのであらう。その

一つとして伴氏のことを考へて見たいのである。

伴氏は實に三州の名族、一族繁衍して其姓を稱するもの、肝付を本系とし、萩原、安樂、和泉、梅北、北原、救仁郷、檢見崎、前田、岸良、野崎、津田、川南、川北、鹿屋など舊鹿兒島藩領（即ち島津庄域）に充ち滿ちてゐる。其祖先に就いては或は天押日命といひ、或は天智天皇といひ、或は續紀文武四年に見ゆる肝衝難波(きせうなみ)といふがそれはこゝではどうでもいゝ、唯自分は、古文書の示すところ、薩摩と大隅との國司には例へば(14)(15)に見る如く伴姓を稱するもの甚だ多きことを注意すれば足る。そこで新編伴氏正統世祿系圖以下此等諸氏の系圖に見ゆる、伴(王を避けて宿彌と稱せりといふ)大伴氏の後、淳和天皇の諱大伴親兼行なるものが冷泉天皇安和元年薩摩掾となつて下國し、その子孫土着蔓衍したといふ家傳には餘程の事實性を認めねばならぬ。安和は承平・天慶の亂より降ること三十餘年、萬壽に先つこと五年、武人漸く國郡に蟠居し始めた際である。伴氏がこの大前、秦、藤原、執印、大藏、惟宗、源諸氏と共に土着したのも怪むべきでなく、而もそれ等の中でも薩摩、和泉、頬姪、鹿兒島、大隅の肝付、日向の眞研、三俣地方に根據を据ゆるやうになつたのも、あり得べからざる事ではない。

文政の頃大隅志布志郷に鹿屋權左衛門なるものがあつた。町付文書によると鹿屋氏は文保元年六月二十日周防介宗兼なる者が、兄の肝付周防守兼藤入道尊阿より鹿屋院預所職を與へられしに初まるが、其後更に姉婿の三俣院司觀阿から、その職も譲られ、應永の比には島津元久の重臣として勢

威隅日を壓した周防介忠兼入道玄兼が出た。予は未だ寓目の機を得ないが西藩野史、三國名勝圖會島津國史などによると、彼に鹿屋玄兼自記なるものがある、それには・(肝付氏等の)、(3)の如く季基は三侯院を領し益貴に居りしに、肝付郡辨濟使伴兼貞なる者と相知つて、女子を之に娶せ、三侯を譲つて南之郷箸野(はしの
今末吉)に退老した。その兼貞は五男を生む。長は兼俊、肝屬に居る。次は兼任、萩原の祖たり。三是俊貞、安樂氏の祖(安樂は志布志即)。四是行俊、和泉氏の祖(和泉は薩州出水郡)。末子が五郎兼高神柱宮の祀官たりしを以て齋宮介と稱し梅北氏の祖であると書いてある由、又季基は弟平判官良宗(榮華物語歌合に良宗の右衛門佐
あれど此の人にあるらざる如し)なるものと、共に所部を巡行し、彼は水侯院に、良宗は隅州肝屬郡始良に各々草野を拓いて住したもあり、得丸氏の系圖にも之を記し、且つ名勝圖會の傳ふる所では神柱宮の棟札には萬壽三年大願主平大監末基（あり）とあり始良八幡社の古鏡背には長久四年平判官と刻し花押を加へてあるとの事である。由來肝付氏は高山村に居り代々肝屬郡辨濟使と日洲三侯院司を兼ね彼の南朝の忠臣として先年贈位の恩典に浴した、肝付兼重卿も三侯八郎と稱して兩地を中心として花々しき奮闘をされたのである。だから此の傳は甚だ強く肝付氏的色彩を有し、既に説いた如く、季基には兼輔なる男子ありしことに於て誤り、又兼貞の長子肝屬太郎兼俊の母は阿多氏(阿多氏は薩南阿多君あり、平家時代には阿多權守忠景なるもの、その弟忠永朝臣と)であつたといふ大伴姓津田氏系圖等の記載から考へると全部信用することは出來ぬが、然しその大體の筋は大に汲んでいゝと思ふ。即ち日向の

國府から遠く且つ小松山脈の險を以て遮斷せられ、地形上大隅と一脈たるべき此の地に、兼てから肝屬氏の勢力が及んでゐたこと、この在廳官人に接近する事なくして、あの廣い庄園を創めることの困難なるべき事、及び庄の中心地たりし中ノ郷が今の三俣、庄内、都城から昔時島津庄の海港なりしといはるゝ志布志に通する道筋にあり、志布志は安樂氏の故地、これから肝屬郡は近いことなぞを思へば、自ら季基と伴氏との諒解といふことが連想さるゝ。舊記所收、久安三年二月九日、薩摩國入來院并辨使別當伴信明の解を見るに、彼は任料を京都に進めて薩摩郡内山田村車内村の地頭職たらんことを御庄政所に請ひ、先例に任せて之を許されてゐる。又これは少し年代は下るけれども、同じく建保五年九月廿六日の御庄政所施行狀に、該所の庄官等が署名してゐるが、その人々は

(7) 別當

伴朝臣

別當

藤原朝臣
花押

別當

沙

彌花押

別當

藤原朝臣
花押

別當

伴朝臣

別當

藤原朝臣
花押

別當

淡島宿彌花押

別當

藤原朝臣
花押

別當

伴朝臣

奉行

執行刑部丞
藤原朝臣
花押

とあつて、伴氏が四人、壽永二年八月八日の解には、島津御庄別當伴信明の字も見ゆるから、彼の

子も居るであらう。そして此上に彼の(1)が伴姓鹿屋氏に保存されてゐたこと、並に其他の古文書或是建久圖田帳に於て事實上伴氏が薩隅二國の在廳爲人中最も蔓つてゐた明證を明かに見ると、どうしてもそこに、島津庄と此氏との間に密接な關係を想像しないわけには行かぬ。少し冗長ながら違つた方面の面白い例を一・二引くと

(8) 古板在梅北西生寺山王社内其大方五寸許

仁安三年二カ
歳次
丁亥三月二日庚子造立之

爲大施主旦那散位伴朝臣兼高并

藤原氏灾延命諸人快樂殊致精

致誠所造立如傳

誓願大悲中一人不成二世願

虛妄罪拾中不還本覺捨大覺

右出於仁王朽體云

(9) 座衙御願大曼陀院一字三間。四面。弘安元年戊子八月修造之。當寺者仁安二年丁亥尋參上人進立之。大願主當擅那伴朝臣兼高也。而百十余廻相代。尋參聖人孫弟子法橋上人位舜應爲大勸進造立之。于時施主兼高五代孫子右衛小尉伴朝臣助兼・六代孫上カ
北カ
中カ鄉辨濟使伴朝臣兼鄉。但前者雖孝一間四

鎮西島津庄、その成立・増大・住人並に傳領

面。法會時堂内柄小。不能容衆。故改造學三間四面。仍銘如件。造營奉行僧舜應。

の如きがある。(8)は無論梅北氏に關するものであるが、仁安に生存してゐた兼高を季基の外孫としては少し年代が下り過ぎるやうに思ふけれども、(9)之を（三國名勝圖會所引、隅州曇佐郷士安樂五郎左衛門、所して眞言宗なり）併せて見ると、六條天皇時代には必ずや梅北に居し妻を藤原姓から迎へてゐた豪族である。加ふるに安久村なる醫王山知足院正應寺（仁安元年創立、始め天台宗なりし）の傳には兼高を島津莊宰と記し、その三男伊賀坊・並に堅者坊は共に三井寺に上つて修行したとある。たゞ彼等が頼通の第六子たる長吏覺圓に學んだらうといふ名勝圖會著書の推量は、全く年代を顧みない愚説であるが然し三井寺と頼通・師實・忠實等の子息達との關係を思ひ浮べるときには、前説は甚だ興味を引くに足る。そこで最後の推斷を下すならば、平季基は在廳官人として大隅、薩摩に勢力を張り居りし伴氏と結托して、巡行の途次公田を掠め（發もしたらう）之を關白頼通に寄進し、その名義を以て日向の國廳・太宰府・太政官等を誤魔化して島津庄を作つたものであらうと言ふのである。それが御庄建立の主たる季基に子息ありしに拘らず、その系統は早く亡んだのか、とんと舊記に出てこぬ理由を説明するに役立つやうである。或は又季基益貫に住みたりといふのは後世の説で頼通を本家、伴氏を莊司とし、己は領家となつて京都又は太宰府に居つたのではないかとも疑はれぬこともない(2)によるとそれは許されぬやうである。

下地即ち現地に於ける創立事情はこれ以上の推究は材料が許さぬと思ふが、それでは本所たる賴通の方は如何。

言ふまでもなく道長賴通の時代が藤氏の最盛期である。その道長は長徳元年内覽を命ぜられてから寛仁元年攝政を罷めるまで二十二年間執柄の職にあつた。賴通之に代つて攝政に任じ翌々寛仁三年には關白に遷り、治暦四年弟教通と代る。後一條・後朱雀・後冷泉三代五十一年間に亘りて執柄たり、而もその初年は道長法成寺を營み、所謂御堂殿として世の中を我儘に振舞つた時である。而して此の果報人は萬壽四年十二月此世に於ける極樂淨土のさながらなる出現と云はれてその金堂なる無量壽院の本尊に己れの手から糸を結び付け奉つて遷化した。島津の庄が創立せられたのはその前年、賴通後に平等院を營み、鳳凰堂をつくる。蓋し彼等の榮華の裡にはこの鎮西から掠めた不淨の財も用をなしてゐることであらう。そして彼の庄園に對する態度は、最もよくあの有名な愚管抄卷四の一條らが顯はしてゐる珍らしくもないが順序上引かう。

(10) 延久の記録所○後三條天皇、庄園にて始めて置れたりけるは、諸國七道の所領の宣旨官符もなくて公田をかすむる事、一天四海の巨害なりときこしめしつめて有けるは、すなはち宇治殿○賴の時一の所の御領々々とのみ云て庄園諸國にみちて受領のつとめたへかたしなご云ふを聞食もちた

りけるにこそ、さて宣旨を下されて諸人領知の庄園の文書をめざけるに、宇治殿へ仰せられたりける御返事に、皆々心得られたりけるにや、五十餘年君の御うしろみをつかうまつりて候し間所領もちて候者の強縁にせんなんと思つゝ、よせたひ候ひしかハ、さにこそなんぞ申たるばかりにてまかりすき候きひ、なん條文書かは候べきふ、たゞ某が領しと申候はん所のしかるへからす、たしかならず、聞めされ候はんをしハ、いさゝかの御はカり候べき事にも候はす、かやうの事はかくこそ申さたすへき身にて候ふへ、かすをつくしてたをされ候へき也ト、さハやかに申されたりけれハ、あたに御支度相違の事にて、むこに御案有リて、別に宣旨を下されて、この記録所へ文書シテごも召すごとにハ、前大相國の領をは除クといふ宣下有リて、中々つや／＼と御沙汰なかりけり。この御沙汰をハ、いみしき事哉シとこそ世の中に申けれ。

「かやうの事はかくこそ申沙汰すべき身」ハ券契不明の庄園を停廢せしむるのは、天下の後見役たる私の責任でもありますハかういふ理屈のわかつてゐる人が、地方官が強縁にしようと思つて寄附する心根を知りながら、五十餘年間引つゞいて領納して、「何條文書かは候べき」と歎語し「除外例」の宣下を空嘯いて受ける。誠に驚き入つた前關白殿である。それを後三條帝の時、延久元年詔を下し嚴令を申ね、寛徳以後所立の莊園を停止せらる、且その以前に立つ者といへども、立券不晰にして國に害ある者も亦悉く罷らる、……島津莊の如き、萬壽中より所墾の田を以て宇治殿に隸き、

特に御莊に立ち券契昭然にして新に公田を掠るの類に非るを以て、延久以來と雖も尙御莊に立つ事故の如し（勝圖會）とは何たる曲筆ぞ。然し又翻思すれば更に驚くべきものは之をいみじき事哉と仰いだといふ（少し誇張も）當代の人心である。いくら位人臣を極めたものでも人間として政治家として不肖なものはいつの世でもあり得る。だが凡そ世の中一般が馬鹿ばかりである時はながらうに、さりとは不思議なる哉、とはいへ時代によりて人々の價値をおくもの、注意するもの、責めるものは變る。そしてかういふ想田の上にでなければ庄園制度なるものは、あんなに發展しなかつたであらう。「抑我朝考、偏依莊園滅亡者也。」（玉葉、承安三年、十一月十二日條）此の後約百年にして侃諤の議を吐いた宇治殿の末裔も間もなく、守護地頭なるものを置く——それは外史氏に云はしむれば立つべからざるの制を立て踰ゆべからざるの限りをこらて、王土を攘奪したものである——ことを周旋して、恐らく彼の使用した我朝なる詞の本質をなして居らう所の朝家の勢力を現實に關東に渡すの機會を與へた。時勢といへば時勢であらうが、然しその時勢を制するものは人である。

六

これから島津庄の内容並に發展の状態、傳領について記述せんとするのであるが、その前に建久圖田帳の解説をしておく必要がある。この書實は

(11) 薩摩國 注進 國中惣圖田帳

鎮西島津庄、その成立・増大・住人並に傳領

(12) 大隅國 注進_{國中惣田數、寺社庄公領并本家・領所地頭・辨濟史等交名事}

(13) 日向國 注進 國中寺社庄公惣田町

といふ三卷を集めたもので、明治十四年四月内務省地理課の藤澤親之氏が舊鹿兒島藩士族持高調査の際鹿兒島縣廳に於て寫しを見、識者に紹介してから世の注意に上つたものであるが、その注進文と奥書と製作の事情、傳來の徑路のみならず、當年の史料としても價値あるものであるから、左にそれを引かう。

(14) 右件圖田注文、去文治年中之比、依豐後冠者謀叛、被亂逆之間被引失畢、仍大略注進如件

建久八年六月日

被
權
在廳家弘事力
權
藤原朝臣在判

權
在廳
伴在判

當是在廳種明也

大目
藏
在判

權
欠
力
當是在廳道友也

目代右馬允藤原在判

建武元年八月廿四日

已時許
畫寫了
於京都綾小路烏丸面西頬宿因交點了

筆者沙彌光祐

(15) 右件惣田數任御教書之旨注進如件

建久八年六月日

大判官代 藤原

諸司檢校散位大申臣在判

田所散位建部宿彌在判

稅所散位藤原朝臣在判

目代源在判

右今年去五月廿二日守護牒

六月二日

到來欲任鎌倉殿御教書旨、在廳參上注進當國內郡鄉

庄

在蘭井寺社

庄蘭田數、同本家・領所及地頭・政所・辨濟史交名事、牒、今年四月十五日御教書到來、九州之內一國々、其國案内候在廳江仰付國惣田・庄・公可令注進給也、其施^{次カ}幾其内庄分・公領分・各幾計、可被注進也且又次第郡立候庄・公可令分注載給也、地頭者自是補任之所、國無隱知歟、且是不補給、地頭其可被注候也、以宮・國の方、地頭申、又政所、辨濟使何候歟、計懸紙、各神妙可注給也、自是地頭補任不合補給之所知食、又誰人何出來時、分明爲知食也、仰旨如此、仍執達如件、者當國內之郡・鄉田數并本家・領所・領所及地頭・政所・辨濟使等交名、任御教書旨、在廳參上令差別子細、具可^{被注力}破損也、大事急速之御下知也、更不可在延怠也、久如件、以牒之、者任御牒之狀、進上如件

建久八年潤七月日

權大樺 伴

權介 清原

鎮西島津庄、その成立・増大・住人並に傳領

權介 藤原

權介 藤原

權介 伊

權介 小野氏祐

權介 大中臣

權介 平

權介 大中臣

權介 大神

權介 藤原朝臣

權介 秦惟康

權介 大中臣朝臣爲則

權介 惟宗朝臣

右者前二御用付差上置申候處、去年依燒失寫仕置候者、今度差上可申旨被仰渡候間、如此
御座候以上

丑二月廿五日

(16) 右去元曆年中之比、武士亂逆之間、於譜代國之文書者、散々取失畢、雖然寺社公惣圖田太略注進如件

建久八年六月日

日下部依包

權様矢田部恒

權介日下部盛直

權介日下部行直

權介日下部宿彌盛綱應

忠敦

重英

永廿八年二年廿七日

元祿二年己巳春二月望日書寫於官窓下

右の内(14)にある豊後冠者の謀叛云々は、建久五年五月日薩摩國新田八幡宮神官等の愁狀(舊記所收種
庄ノ誤カ)に「依豊後冠者義實追討、人民餓死之事者一兩年之事也」といふのと同じことを云ふのであるが、此の義實を予は鎮西八郎爲朝の子息上西門院判官代義實なりと信する。又向では元曆の頃武士の亂逆があつたといふがのも同一のこと、或は違つて少し溯つた源平の争亂を指して云ふのである。とにかくそれ以前には、各國に悉しい田籍があつたことを物語つてゐる。のみならず大隅圖田帳の島津御庄寄郡の條下には「仁平三年御在方檢注帳進之」といふ明文さへある。其れ等を元曆・文治

の騒亂中に略奪されたのか、或は故意に隠匿したのか、紛失したといふのは甚だ國司在廳の怠慢であるが、なくなつてゐたのを、賴朝が幕府を創め、守護地頭を置いて事實上天下を支配することになると、地頭の補任及び地方の形勢何某が何事を起したといふ時には一目分明に知らんが爲に、九州各國から其國の事情に通じ、在廳をして、國內の公領庄園等の歸屬を呈出する様、九國の守護職に命じ、守護所はそれを國衙に移牒して呈出せしめたものである。文治三年九月十三日以後は諸國の在廳官人・庄園の下司・押領使などまで關東の下知を受けたのであるから、國衙から關東へ注進するこもあつたわけである。

序に隈元治左衛門の進達添文に見ゆる宮内は大隅國分の村名、丑は元祿十丁丑年に違ない。蓋し元祿九年四月廿三日鹿兒島城火を失して、藩の文庫も悉く焼亡したので、改めて修史方肥後仁右衛門・市來源右衛門等に命じて藩内を採訪せしめたことがある。又日向圖田帳奥書にある重英は同じく修史方たりし伊地知助右衛門のこと、此の大火には衣を泥に浸して窓を塞ぎ、一庫を護つたと傳へられる。子孫に薩藩舊記雜錄の編者として、漢學起源・西藩田租考の著者として學界に寄與した小十郎秀安がある。季安の子季通は明治十三年彼の舊記を謄寫して東京なる修史局に納れた。その後が茂七氏、薩藩舊書の編者である。

建久圖田帳は改定史籍集覽に收めてあるから、閲讀には便利であるが、これには少からず誤植があつて、大日本地名辭書に引用してある部分と校べて見ても、訂正すべき箇所が二三はある。故にどうしても原寫本に當らねばならぬのであるが、予はまだその事を果してゐない。が實際はその原

寫本に於ても既に澤山の誤字や衍字が必ずやあることは、少し氣を付けて讀めば、史籍集覽本ででも直ちに感じ得る所である。例へば大隅國の分の最初の部分でも、予の計算では必ずや右傍に訂正した如くでなければならぬ。

(17) 大隅

注進國中惣田萬寺社庄公領并本家領所
地頭辨濟使等交名事

合田參仟拾漆町伍段大

正宮領 本家八幡 地頭掃部頭

田千二百九十六町三段小 不輸五百丁五段小應輸七百九十五町八段

國領

公田百町半 不輸百三十三町三段小 府社五箇所領十六丁大府御沙汰

島津御庄領殿六下御領 地頭衛門兵衛尉

新立庄七百五十五町五十

崎郡七百十五町八段三大

これは總計だが、各説たる内容の細目に於ても同様である。且つ薩摩のものには、論、論田など書き添へてあつて歸屬上係争地になつてゐることを註記してあるものが多いし、大隅のものには例

鎮西島津庄、その成立・増大・住人並に傳領

へば筒羽野の如く、四十八町餘を十五町なりと云ひ張つて國務に隨はぬもの、又は(6)に引用したが治木卿に於けるが如く數百餘町を以て五十町なりと主張するものもあり、その他にも動もすれば國務に隨はずと記せるもの二ヶ所あるのでも察せらるゝ如く、隱匿押領等の事も多くて、正確な調査は出來なかつたのである。日向の圖田帳に於ても寺領、社領、權門領國領等を合計すればどうしても總田數八千六十四町と合致しない、これは宇佐宮領に於て誤寫か誤植があるらしいが、さりとてその總田郡別に記したものは惣八千八百八十町或八千四百三十町二段であるのに、合計算すれば八千百六十二町となるのであるから、何れにしても此の書の數字は絶對の信賴もおけず又訂正も容易でない。自然三國名勝圖會に擧げた數字も正確と云はれぬ殊にこれは例へば刊本では日向の島津御庄寄郡千八百十七町を七千八百十七町としてゐるし、又薩摩に於ては島津御庄は二千九百五十五町二段あり、その地頭には右衛門兵衛尉(島津)、千葉介(平常)、佐目島四郎(鮫島)、の三人あるのに、島津家久の關係してゐる部分を以て之に充てゝゐるなど、大分たちの悪い誤謬を敢てしてゐる。だから予とても未だ原寫本も見ないし確實な所は云へないが、唯、大體の形勢を示すといふ目的で左表をつくる。その心はいかに公田が少くて、私田が多いかを一目瞭然たらしめん爲に。(單位町、その下は段、丈)

總 田	島	兼	庄	帶	郡	帶 領	權 門 領	公 領
-----	---	---	---	---	---	-----	-------	-----

薩	4010,7	2955,2	635.	2320,2?	655,		507,5	211,
隅	3317,51	1475,83	75,7.	725,83?	133,3	1312,3		106,5
口	80,54	3837.	2020.	1871.	233?	2029?	1730.	25
	15092,21	8268,03	3415.	4919,0?		6655,1		342,5

如何に島津の庄が大いものであつたか、それに驚くに堪へたり。而して其以外にも、大隅には社領の目中に正八幡宮領千二百九十六町三段があり、日向では宇佐宮領千九百六町?と權門領に八條女院御領國富庄千五百二町、前齋院御領二百七十八町が含まれてゐる。従つて純粹の公領即ち國衙の支配するところは、薩摩にて二百十一町、大隅にて百六町五段、日向にて二十五町、十五萬町を超ゆる三ヶ國に於て三百五十餘町の小數とは、沙汰の限りでないやうではないか。時代は所謂延喜天暦の聖世を去る約二百五十年、島津庄が出来てから百七十年ばかり後の現状。その間天下はどうじふ道を、どんな方向に歩いて來たかは、言ふほど野暮であらう。

八

然らば此の愕然は同時に二州の大半を掩有する島津御庄(攝關家の所領なる故に御庄)の龐大さでなければ

ばならぬ。その中に動いてゐた人々のこゝろでなければならぬ。

表に分類した如く、島津庄と寄郡(よせき)がある。然しこれは島津庄に限つたわけではなく、日向の八條女院御領には一圓庄千三百八十二町、寄郡百二十丁をあげ、大隅正八幡宮領には(17)に引いた如く不輸五百丁五段小、應輸七百九十五町八段の別がある。不輸とは普通庄園・寺社領の性質として解せられてゐる通りに、正稅、應調以下の所當即ち賦稅を一つも國衙に納めない全くの私領たる謂であるが、應輸といふのは例へば

(18) 蒲生院百十丁九段半(?)

正宮領

本家八幡 地頭掃部領 爲半不輸、正稅官物者辨濟國衙也

御供田十二町六段 大般若一丁

寺田十四丁五段 小神田三十一丁

經講浮免田二丁 聖朝府國御祈禱料

國方所當辨田

宮吉一丁丁別八疋 萬得十七丁三段丁別十疋

恒見七丁九段半丁別十九疋三大公田廿五丁四段丁別廿疋

であるもので正税官物は國衙に納める所をいふ。島津庄に於ける本庄、宿郡も之と同じこと、その證據は舊記所收、指宿文書、弘安七年七月一日の關東連署(この時執權は缺員)駿河守北條業時の下知狀にある乃ち

(19) 島津庄三箇國日向・大隅・薩摩内、云本庄、云寄郡、云私領、所務各別也、本庄者領家一圓之地、寄郡者半不輸、私領者領家地頭不相續、仍代々給安堵御下文之由令申之處、代々惣地頭進上之旨久經雖申之、如忠能祖父忠友給貞應二年四月日下知狀并寛元四年十月廿九日御敎書等郡司進止之條無異儀歟云々

とあり、文中の忠能は圖田帳薩摩郡の條下に

(20) 社領一町七段府領五ヶ社内 下司 郡(司) 忠友

公領三百十七町内

成枝八十六町

郡司

忠友

とある成枝薩摩太郎忠友(薩摩國國人交名)の孫で、累代薩摩郡司たり、其云ふ處は島津久經よりも證權ありとして認められた(両も幕府は總地頭たる者に惡口)から、この説明は正確でなければならぬ。仍て本庄は純然たる領家の支配地で公稅は少しも課せられぬ。(1)によれば大隅一の宮たる正八幡宮の造替料も出さぬのみでなく、庄内の社寺には公田を割いて免稅地としてある。但しこゝにも鎌倉幕府は地頭

鎮山島津庄、その成立・増大・住人並に傳頌

を任命派遣する制度を強制した。政治の背景には力が必要である、そして之は寄郡の性質に最もよく現はれてゐる。

寄都は國衙と領家とに租稅を分納してゐたことは「半不輸」の字でよくわかる。然しながらその半なる字は頗る怪しいもの少くとも初めの程はともあれ後には意味がなくなつた。試みに左の文書を見よ。

(21) 寄進

先祖相傳所領三ヶ所事

在管
薩摩内伊作井日置北郷
同南細外小野

副進次第調度文書等

右件所領田畠等者、年來嶋津御庄寄郡也、而天下騷動之間、公私爲軍地、人民百姓併逃散畢、然間カ在國兩方課後、如何可勤仕哉、於于今者令寄進一圓御庄御領、致安堵計畢有限於年貢所當物等者、爲重純沙汰、追年無懈怠令運上京都之狀如件、但爲後代證文、於下司・郡司・惣公文職者、重澄以子々孫々不可有相違、爲被成下御下文、勤狀以解

文治三年三月 日

平重澄在判

あけすけに云ふならば、自分は平家方であつたから（その傍證は、別にある。）源家の世となつては累代相傳の所

領(御庄寄郡也とある 島津)が甚だ心許ない。そこで「安堵の計」として今度は一圓御領即本庄に寄附する。無論定まつた年貢・所當物とは、私自身の責任として相違なく京都に進上する。但だその代りに、下司・郡司・公文職、云ひかへれば國家の官吏として、將又庄園の私官として下地(寄郡)を支配してゐた職權と並に之に附隨する收入とは、子と孫とまで傳へさせるといふ御墨付を頂戴したいと、かういふのである。そして次に示す

(22) (立券)

言上 薩摩國寄郡内殿下新御庄四至事

在伊作郡加外小野定

四至略之

彌勒寺領

自餘略之

右依平重澄寄進證文、被成下政所御下文并國司廳宣畢、隨任庄國施行等、宣立券言上如件

文治四年十月 日 下司 平(重澄カ) 在判

書生散位藤原代(在判)

使 藤井(正弘カ) 在判

鎮西島津庄その成立・増大・住人並に傳領

によると、チャンと翌年には、前攝政藤原基通の政所の下文と大國の國司の許を得て事を運んで了つてゐるのである。新御庄の名で。

因に文中彌勒寺領云々は、舊記の書寫「自餘略之」とあつて明かでないが、重澄此時幾分を同寺にも寄進したのであらう。彌勒寺は大隅正八幡宮別當寺、圖田帳に

(23)伊作郡二百町廿二町五段廿正八幡宮論田

地頭右衛門兵衛尉

日置北郷七十町

本郡司小藤太貞澄無府本

同南郷内外小野十五町

地頭右衛門兵衛尉無府本

とあるのを見ると、伊作には他にも正宮領があつたのである。尙間もない建久三年十月廿二日には頼朝、この邊の地頭阿多四郎宣澄なるものを、「平家謀叛之時張本也」として停職し、島津庄の惣地頭惟宗忠久（島津氏ノ祖右衛門兵衛尉）の支配地に加へた。(23)を見ると小藤太貞澄なる者が日置北郷七十里のみは持つてゐたかも知れぬことになる。宣澄、貞澄の關係は分らず、重澄のこともわからぬが一族であつたには違ない。「安堵の計」がよく行かなかつたものと見ゆる。

だが此の如く累代相傳であり、且つその繼承者の一存で自由に處分せらるといふならば實際は私領と變らぬものではないか。そして之を(19)の忠友が郡司にして同時に下司なるに、重澄も同様なることを併せ考へよ。然らば直に寄郡なるものは地方官を世職にしてゐるものが、實際上私領し

てゐるものゝ内から國衙と領家とに郡司、職下司職に補任して貰ふ代償として所當を辨納するものなることが解るであらう。がさうなれば實務上の便宜のために、將た紛争を避けるために、乃貢請負ひといふことも行はるれば、地域によつて納租所屬を定めることもある。(18)の國方所當辨田もこの後者に該當するものであらうし、郡司、院司、辨濟使等の支配となつてゐる職田も同様であらう。従つて、(18)に於て忠友は私領なる名目を立てゝあるけれども、これは庄家側より見時は矢張り寄郡の内である。故にこゝに目は立てなかつたが、然しその傳領者が殆ど全部在廳、在國司、郡司、本郡司、郷司、辨濟使等の官司に關係して居るものであつたことは牢記するに足る。

九

(24) 高城郡二百五十五町内

島津御在寄郡

寺領五十二丁内安樂寺

下司僧安靜

温田浦十八町没官御領

地頭千葉介

八幡新田宮
社領三十町彌勒寺

下司僧經宗

五大院

寺領三十町彌勒寺

下司僧安慶

公領百四十二町内沒官御庄

地頭千葉介

若吉三十六町

本郡司藥師丸

時吉十八町

名主在廳道友

得吉二町

名主肥後國住人江田太郎實秀

吉枝十九町

名主在廳師高

鎮西島津庄、その成立・増大・住人並に傳領

武光三十三町五段 名主同師高 三郎丸十町 名主在廳種明

萬得十五町 名主在廳師高 草道萬得十五町島津御庄論 名主紀太夫正力
丑家

大河三町五段島津御庄論 萬得大河ノ下力

東鄉別府五十三町二段内

寺領八町五段彌勒寺 下司僧安慶 社領二町正八幡領 下司在廳道友

公領四十二町七段沒官御領 地頭千葉介

時吉十五町 鄕司名主在廳道友 得末四町 名主肥後國主人沼田太郎實秀

吉枝七町島津御庄寄郡 名主在廳師高 若吉六町同御庄寄郡 名主庄太失兼保

時吉十町七段同御庄寄郡 鄕司在廳道友

これは薩摩國圖田帳の一部分であるが、在廳官人が如何に寄郡の名によつて島津御庄の中に吸収せられてゐるかゞわかる。即ち、(14)にある如く、古人も既に此の注文の勘申者なることを信じ、而してそは當つてゐるとせざるを得ない。そして此等の輩が下司たり、名主たり郷司たる田數は薩摩の圖田帳を覆うてゐるやうなものであるから、蓋し地方官が國郡を蠶食掠領するの勢は一般のこと、それだけかゝる惡財を保護し得るに都合のよいところにたよる。是が第一に島津御庄があんなに廣大なものとなつた所以であらう。それに又、壽永二年八月八日島津御庄別當散位伴信明が留守所即

ち國衙に出した愁狀には、

(25) 於伴山田村者任相傳之理可令領掌信明之狀如件

前越中守 平花押

といふ外題があるが、信明の玄孫女の夫にしてその跡を傳領してゐる源宗久なるものが、建保五年八月日山田村名頭職を安堵せられんことを訴へた愁狀には、此を「越中前司庄務之時」云々と書いてゐる。之によると、平某は薩摩守忠慶の留守所官人にして、同時に御庄政所の所務を兼ねてゐたのであるが、或はこんなこと、即ち在廳が庄官であることはもつと以前からあつたのではあるまいか、現に久安三年にも、伴信明は入來院辨濟使にして御庄の別當たり、山田村地頭職も「先例に任せ」とあるから、兼帶してゐた事實もある。旁々之を國司まで持つて行つても構うまい。庄官といふ文字が、よく用ひられてゐるのはそれも一因ではあるまいか。

論旨を明かにするために、前記圖田帳を借りて來よう。例へば(24)の在廳道友、彼は(14)にある如く薩摩權様大前某に違ないのであるが、此の國司留守所の官人たるの外、伊集院太田萬得にて本名主宮里郷内安樂寺の下司、東郷別府正八幡領の下司たるを始め、薩摩郡時吉の名主、初答院時吉の本名主、入來院本郡司、高城郡時吉の名主、甑島上村の本地領たる諸職を兼帶してゐる。而も此の内後類五者は何れも御庄寄郡内のものであるから、畢竟する所彼は國司廳の役人でありながら、社寺

領の庄司のみならず、近衛家私領たる島津庄にも泳いで所職即ち得分を收めてゐたことがわかる。同様に先の在廳種明、彼は留守所の大目、秦姓大藏氏で、大藏氏は天慶の亂に純友追討使たりし春實の孫で、刀夷の賊を討つに功ありし太宰大監種材の門葉とも思はれるが、阿多郡久吉の本名主、入來院彌勒寺領下司たる外、御庄寄郡内に於て高城郡三郎丸の名主薩摩郡若松の名主、同永利の名主、入來院公領辨濟使院の本地頭であるのである。そして圖田帳の齋頭に、「正本在入來院氏」として

(26) 伴信房 —— 伴信明 —— 嫡女 —— 大藏種信 —— 女子
入來院辨濟使別當 島津御庄政所別當 大藏種明妻 源宗久妻

とあるのを見れば彼が、御庄との交渉の單純なものでないことも想像し得られる。その他在廳師高同家弘は因より、大隅の在廳も亦同類項に約して然るべきものである。そこで結語を附け加へるならば、明治になつて日本赤十字社が地方長官を支部長に兼ねしめたために、忽ちにしてあんな膨大なものとなり得たといふ事實をそのままこゝに描きかへればよいわけである。

第二には名勝圖會にも「莊園は稅歛薄くして國府に貢することなし、故に人民公田に佃ることを好まず、皆近衛氏の莊に耕さんことを願ひ」と記してある如く、負擔の軽いことであらう。尤もこれは數字を以て示し得る根據が残つてゐないから推察だけであるが、必ずや眞實である。比志島文書天福元年の執達狀に凡そ荒野を開墾すれば其租は斗代に減ずもあるのは墾田の場合なりといへ、

以て庄園にも及すに足る。然し既に稅歟の薄きにつくことを望む百姓と、利敗を蒙らんとする日雇庄主等には、新に荒野を拓くよりも良田を掠め、庄民と併るより易きはない。そこで別府と號したか、御庄と押し募りとかいふ詞が文書に現はれ、逃散などいふ文字も見にて、住人、浪人といふ區別も生れる。されど之等は道理にあらずして利害と權力とが社會生活を統制することを示すのであるから、社會生活の本義に反し、國家成立の意思に背く。乃ち國法の禁する處なるのみならず、政府者が如何に禁止するを可なりと考へ、その試みをなしたかは、類聚三代格以下の政事錄集を見れば直ちに納得せらるゝ。そこで、その間にも猶かゝる庄園が存在し、擴張せられて行くためには、その國家の拘束力を凌駕する力が必要である。その力を説明するためには次の二例を示さう。

一つは(1)に示した副進の文句である。即ち彼の文によれば、承元二年、近衛基通即ち普賢寺前關白の政所は、其私領たる島津本庄(恐らく大隅國中にある部分)に向つて、大隅國正八幡宮から和銅以來五百餘年の慣例なりとて、島津本庄にも同宮修理料を課せんとしたとき、「和銅以來の例と云つたつて、確かな記録がなくて云ふのならばそれは、神官等の思惑といふものである。それでは何も出すに及ばない」といふ指令を與へた。而して之を建曆にも申ね、正應にも主張して押し通したらしい。夫れ正八幡は大隅一の宮で和銅の勅願と稱せらる。其造營は國內全部で奉行すべきは當然であらう。而も之を卻けたとすれば、それは前關白たる人の威力によるのである。而して是れ島津庄が

賦稅輕き最大の因ではないか。

二つめの例は、島津庄のことではないが、然しその内容は必ず適用出来ることであるからあげる。それは臺明寺文書應保二年五月十五日付、住僧等が大隅國贈於郡住人稅所篤房非理の謀略を構へて代々の國判を受けてゐる寺領を押領したのを停められんことを太宰府に請ひ、且つその裁許を得てゐるものであつて、その中に、

(27) 而今篤房雖爲篤定末孫、不受繼郡司職、私訴阿多平權守忠景、以彼之武威、乍置相傳郡司分領半郡事、僅及五箇年之間、謀計之心甚、欲分取巡多年、寺領田於有限本券田地之頗廣、稱新開加作之由今申成、府判始分取寺田、或押領四至有限寺蘭之條、非理沙汰也、狂惑之甚也云々。

といふ所がある。即ち彼は薩摩國の住人阿多忠景(次節を)
見よなる者に頼り、その武威を笠に着て郡司領を半分せしめたるのみならず、廣大な寺田を掠めながら、新に加作を開墾したと白ばくれて太宰府の公許までも一時得てゐたのである。かかるやり方は島津庄内のみに限らず、當時天下の庄園全體に通じて行はれたことであり、その背後に蟠つてゐるのは京都に於ける權門の尊榮(ホグニチ)でなくて、地方に於ける住人の武力であるから、國民文化發達の上から見ても意が味ある。故にこゝでは節を改めてそれ等武力の所在から検討して見よう。

前言に従ひ本節では地方に於ける住人を中心として、彼の如き庄公不平均なりし當代薩隅日の世態を考察したい。そこで先づ提出したいのは、建久三年十一月以後同八年六月以前に鎌倉幕府に注進されたと思はるゝ薩摩國國人交名なるものである。煩を厭はず摘記しよう。

(28) 山門左衛門秀忠

別府五郎忠明

河邊平次郎道平

益山太郎兼澄

伊作和田八郎親澄

阿多平次郎宣澄

市來捨郎家房

穎娃平太

鮫島四郎宗家

成枝薩摩太郎忠友

串木野太郎忠道

伊集院四郎入道迎清

東郷在國司太郎道明

和泉井口太郎兼從

牛屎薩摩四郎元衡

指宿五郎忠元

知覽四郎忠信

上野平次郎忠頼

小野太郎家綱

矢上左衛門尉盛純

長谷場鹿兒島五郎家純

給黎次郎左衛門

南郷萬揚房覺齋

宮里八郎

早牟木太郎

江田四郎

高城武光太郎

祁答院時吉又太郎道秀

英禰五郎左衛門

國分左衛門友成

入來又五郎頼宗

さて此の國人といふ詞を最もよく説明するのは、牛屎氏に所藏されてゐると舊記に註してある左の

鎌倉殿御下文である。

(29) 賴朝袖判

下 島津御庄

可令早停止旁濫行、從地頭惟宗忠久下知、安堵庄民、致御年貢已下沙汰事

右諸國諸庄地頭成敗之條者、鎌倉進止也、仍而件職、先日以彼忠久、令補任畢、而今殿下依令相替給、無領家之處、至于忠久地頭職者、全不可有相違、慥令安堵、土民無懈怠可令致御年貢之沙汰也、兼又、爲武士^井國人號恣致自由之濫行、或打妨御年貢物或背忠久之下知、每年令對桿之由、有其聞、所行之旨尤以不當也、自今以後、停止彼等之濫行、令安堵住人、不可違背忠久沙汰之狀如件、以下

文治二年四月三日

即ち武士^井に國人は自由の濫行を致し、年貢を妨げ、惣地頭忠久の命に従はぬ輩で、庄民、土民、住人と區別してある。而して後の三者はこゝでは殆ど同意に用ひられてゐるけれども、庄民は論がないとして士民、住人は他に異つた用例がある。例へば薩摩國住人故忠景(壽永二年八月八日伴信明懲狀)、薩摩國住人大藏種明(文治三年七月日同人懲狀)といふ如き、歴々たる國人であるから、之は尋常にその地に住む人といふよりも、所謂一地方の豪強なる武士を稱する慣例に従ふを多しそすべきである。土民にしても、入

來院武光文書建長四年鎌倉幕府裁許狀に於ける名主武光伴彌太師永の如き國人を稱した例があるから、必ずしも尋常の意にのみ解すべきでない。

さて今先の國人交名を見れば、鮫島宗家以外は何れも隼人時代以來薩南の地に著はれてゐた豪族か、でなければ夙に國司として赴任したものが土着し、その地名を冠して氏とせるもの、乃至は平家執政時代に庄官として下向したる輩である。従つてこれこそ武士の棟梁株の人々である。だから當然この詞は、島津氏下向以前より三州に住み、強豪を以て鳴つた輩を指して言ふものと解すべきである。げにや惟宗忠久が島津庄の下司職總地頭職に任せられて先づ最も苦んだのは此等國人の懷柔であつた。それは大隅方、日向方少しも變らない。尤も此の二國には此の國人交名に對比すべきものはないが實情は薩摩と同様、圖田帳にある人々は初め殆ど惟宗家久の下知には従はぬものであつた⁽²⁹⁾其他の幕府の文書が證明する、然るに此れが建久七八年の交になると靜謐に歸し幕威の下、忠久の支配が及ぶやうになつたことは、同八年十二月廿四日付の薩摩國地頭御家人の内裏大番、參勤交名が残つて居り、大隅には同九年三月十三日付の大隅國御家人交名注進があり之には國方即ち國司廳に屬する國人、宮方即ち正八幡宮領に住む國人の名を殆ど悉くあげてあることから推知出來る。

處でその國人の對桿とはどんなことであらうか。かかる考を抱いて圖田帳を見ると、第一に論田

といふ字（24）（参照）が目につく、蓋し係争地の意であるが、その争點は云はずもがな所有權、支配權、收益權の歸屬についてある。而してかかるものゝ多いことは畢竟道理が物を言はぬからのこと、次には「免を蒙らずして名田と押し募る」（大隅桑東郡正 言領宮永の項）とか、「社領たりと雖も府の別府と號し、數百丁を以て五十丁に宛て、當所千疋に准し、残り六十餘丁は府國兩方に辨濟せず、恣に私用し、動もすれば國務に隨はず」（大隅國宮領加 治木郷の項）とか、「件村者宮崎浮免田、以四十餘町、押募十五町、殘不隨國務、恣辨濟使私用之」（大隅御庄寄郡 箕羽野村の項）といふ類がある。かくして前に表示したやうな島津庄の擴大は夙に早くから行はれたであらうが特に藤原忠通の時には大發展をして殆ど圖田帳にある大きさになつて終つたものらしい。それは大隅國の一圓庄七百五十町が「保延年中以後ノ新府ニシテ不隨國務也」とある上に、薩隅と云はず寄郡の内には平家沒官領が可成りあることから想像するのである。

だがかういふ庄園の擴大に都合のいゝ地方の狀態は、同時に庄園制度の崩壊にも都合がいゝ筈である。左の二句を見よ、何れも大隅國內のこと、

(30) ヌシメミナミダ 祢寢南侯 四十丁 本家八幡 地頭掃部頭

郡本三十丁丁別廿疋建部清重所知

賜大將殿御下文菱刈六郎重俊知行之也（但去）文治五年以後號府別府以四十丁并四百疋也、外

不辨社家年貢、不隨國務、任自由知行之也

(31) 寄郡(島津御庄)七百十五丁八段三大

庄力

號

活

但付其仁平三年御在方檢注帳進之、御在官等檢田入部時、漏作年者費居田、付之辨濟所當物、

不作年者雖遂檢田、不幾數、由國衙訴也。

今までのは國務に從はぬのであつたが、これは又庄務に從はぬのである。だから私鑿も隱田も力次第、已むなくば逃散てうさんと出る。既に久壽二年三月廿三日源某（裏端書には、惡源太）が藤原忠綱を本田郷郷司職に補任する文書にも「住人浪人等をして課役を勤仕せしめ」云々の詞がある。住人、國人、土民、浪人、數へ來れば庄園は上下交々征するの所ではなかつたか。蓋しこの結論が尤もよくそが「本朝を亡すもの」と思はれつゝも盛行した所以を説明するものであらう。

十一

以上島津庄の成立と増大との有様を見たとき、如何にもよくその結論が冒頭に採録した故吉田博士の短文に盡されてゐるのを見る。而も尙之に加ふるならば、此が増大の結果は、宛かも全國のそれは京都の兵亂朝廷の衰微を來さしめたる如く、薩隅日では三州の争亂國司の廢滅を招いたのである。そして結果する所は封建國の樹立と、社會の大變革と、まことに中央地方雁行して行つた。蓋し中央に於ては、朝廷、藤氏、平氏は衰へて、關東、源氏の世となる。薩隅日に於ても、曾ては國

司又は庄官として京都、阪東、北九州より下向して來た藤、平、秦、大藏、稅所、或は隼人時代の豪族たる大前、建部など、共に新らしく下向して來た關東武人の一統に國人と輕んせられ、壓迫せられて、色々な經過はとつても畢竟その所領所職を奪はれ、早くも南北朝時代以後には、世人は王朝の盛時京都から下つて、公領を掠めて國郡に土着し、その地名を取つて氏とした、和泉、東郷、高城、初答院、入來院、伊集院、禰寢などの雄族があつたことを忘れて、此等の氏を稱ふるものは、文治以後關東から下向した武相の住人の子孫なりとのみ解してゐた。それ程まこと深刻に王朝より鎌倉への轉開は西陲の國民社會の組織乃至は觀念にも影響してゐる。而してその原因の中には數千町歩中公領僅かに數十町歩といふ王綱の弛廢と、國衙の田籍さへも散々に引失はれるといふまでの國政の紊亂などが根柢となつてゐることを忘れてはならぬ。が、かかる政治的社會的大事實は、直ちに從來通りのやり方では國家の進歩も、國民社會の發達も最早望まれぬといふことを物語る。但しかく云ふのみでは空論になるから、こゝに實際の證據を示さう。

一、國分氏文書天養二年正月日の薩摩國廳宣には、僧永修なるものが、國分寺天滿宮宮寺なる安樂寺領なる國分寺を押領し居れるを停止すべしと留守所に命令したものがある。

二、前記に⁽²⁾に説明せし如く、稅所篤房は非理の謀略を以て、正八幡執印僧行實が寄せたる臺明寺領を横領し、且つ阿多忠景の力を假りて郡司分領を奪つてゐる。

三、入來院文書壽永二年八月八日、島津御庄別當伴信明の愁狀によれば、此の阿多忠景は信明

の父信房の代無本を企て、權門御領や國衙の官物を押取したが、その弟忠永は信房が先祖

謀叛

から相傳した所領薩摩郡内山田村を押領した。此の事を建保五年八月日源宗久の愁狀には「薩州住人忠景、企謀叛一國惣領之時」云々と記してある。從來の傳では忠景は平姓で肥前

から來て阿多に割據し、彼の鎮西八郎爲朝を婿にしたとなつてゐるが、肥前から來た云々は明かならずとしても平姓なることは吾妻鏡文治三年九月廿二日の條に阿多平權守忠景であり、建仁三年五月廿七日薩摩國郡司平忠直の讓狀によると忠直は彼の弟忠永朝臣の子孫であることが察せられるから僞でない。次に爲朝云々に就ては、保元物語の傳は

(32) (爲朝は)父不興して十三の歳より鎮西の方へ追ひ下すに、肥後國に居住し尾張權守家遠を傳ゆきどし、肥後國阿曾平四郎忠景が子三郎忠國が婿になつて云々

となつてゐるけれども、第一年代が合ふ上に、阿蘇氏は神武天皇第二皇子神八井耳命の後速瓶玉命の後と稱して平氏を稱へないし、且つ後年爲朝の子息豊後冠者義實が薩摩を根據として鎌倉殿に敵對したことなどから推量すれば此の保元物語の説は阿多を阿曾と誤聞し從つて薩摩を肥後としたのかも知れない。且又吾妻鏡によれば、彼は平家在世の時、勅勘を蒙るに依つて貴海ヶ島に逐電したこと明かである。之に依つて忠景一國惣領といふのは

押領であることは信じてもよいと思ふ。

四、尙此の壽永二年源宗久の愁狀、並に文治三年七月日薩摩國住人大藏種明の解によれば、忠永押領の後宗仁六大夫兼宗なるもの薩摩郡辨濟使となり、本家の裁許を得ずして悉に高城郡内車内村の地頭職を押領した。大藏種明は、當國の大目で島津御庄の別當を傳領したること⁽²⁶⁾に示したるが如し。宗仁六大夫なるものは、前から當國の在廳たる惟宗姓のものに違ない。

五、又此の種明の解によればその後富山四郎太夫則忠なるものが、御下文なくして車内村地頭職を押領してゐる。富山氏は名勝圖會に、その系圖によれば近衛氏の家臣で藤原姓、多く二郎太夫と稱し、萬壽以來庄衙に居り、命を領家に承けて莊司の任に當つものとあるが隅州の名族、大始良、横山、獅子目、濱田氏等の傳では藤姓長谷氏で始め日向飫肥南郷に下り、富山を以て氏としたことになつてゐるから萬壽の下向は信せられぬが、島津御庄寄郡の庄官から本庄の政所に移つたことは事實であらう。そこで自分は(7)に引いた御庄政所の庄官署名者の多くは富山氏ならんと考へる。大隅圖田帳の奥にも、都城臣富山氏文書云々として、安元二年七月勾僧僧安兼なるものを面引村辨濟使職に補任した下文を載せてあるか、恐らく此の安兼は富山氏のものであらう。二判問答に従つて勾當を「諸大夫の下薦を

いふ」と解すれば、近衛家の臣といふ説が證明されるわけである。尙傳では富山四郎大夫義兼なるもの、壽永二年平氏の軍に従ひ、加賀國篠原の戦(五月廿一日也)で戦死したとあり。吾妻

鏡文治元年七月廿二日壬寅の條には

(33) 日向國住人富山二郎大夫義良以下、鎮西輩之可爲御家人分者、他人不可令煩之旨今日所

被成遣數通御下文也云々

とある。而して之に後るゝこと二十數日にして、頼朝が惟宗忠久を島津庄下司職として實務を執らしめた事實を思ふと、富山氏の位置勢力が推知せらるゝわけである。

六、建久圖田帳の注進文、文治三年三月日平重澄の寄進狀、權執印文書建久五年五月日新田八幡彌勒寺所司神官等の愁狀等によれば、元暦文治の交には天下騒動のため、公私軍地となり、飢渴に依つて人民百姓併しながら逃散したとある。「併しながら」はすべてといふ意、形容は過ぎても幾分の事實はある筈、それかあらぬかこれから三州に於ける寺社の衰頽が萌したことは元享元年七月日薩摩國天滿宮所司神官等の解其他に屢見る所である。

是に依て之を見れば、天養即ち保元の亂より十數年以前から既に押領のこと行はれ、保元前後に至ると謀叛を企て薩隅二國を掩有せんとするものまで現はれたことが、極めて小數しか残つてゐない。文書によつても正確に跡づけられるのである。だから當年の實際を想像して見るならば、彼の

國人といひ、住人、武士といつた輩は在廳郡司、庄司でありながら、實はその氏を名乗る土地に土着して、一族郎從を養ひ、弓馬刀杖を帶し、恣に國法を破り他の田畠を掠める歴然たる武士であつたのである。

因に此の武士國人が出來初めたのも庄園の發生と略々同時である。例へば國人交名の長谷場氏矢上氏には何れも天慶の賊魁藤原純友の子直澄が逃れて鹿兒島に下り、その子永純に至つて郡司となり、長谷場城を築き、伴兼貞の譲を受けて神食村の守護となつたと稱してゐる。(近世まで伊敷村に伴源の館とて兼貞の居所と傳へる處があつたさ) 純友追討記、將門純友東西軍記の類を見ても、直澄なる子はなく、尊卑分脉にも直澄、永純、純家共に見當らぬが、有馬系圖は(藤翰譜による)

(34) 藤中納言長良六男
右中辨遠經 良範 大宰大貳

○ 純友 伊豫様
○ 徒五位下
○ 直澄
○ 遠江權守
○ 諸澄
○ 永純

となつてゐるから必ずしも假空の人物とするに及ばぬ。加ふるに追討記東西軍記共に純友は一時太宰府を襲ふて官物を奪うたと記してゐるから、彼の父が大貳たりしことゝ思ひ合せて、その與黨鎮西に居せるもあり、自然子供も隠れてゐたのが子孫に至つて薩摩に下り、巧に在廳伴氏に取入つて鹿兒島の地を占めたのかも知れぬ。すれば萬壽前後のことであらう。

こゝで今一度思を廻せば島津庄は官吏とその化身たる武人によつて起り、又大きくなつたものといへるであらう。そして武人一度び朝廷を挾んで天下に號令した平家時代には、殆んどその一統に従つて居つた。それは圖田帳に見ゆる庄司、並に國人交名に平姓のものが多いのみでなく、沒官領の多いことで疑もなく承引出来る。源家興れば、兩者の戦はこゝにも波及する。又中央の制令の弱きに乗じて横奪併呑の風が生ずる。自然武力の上に立つた制度であれば武力でしか統制は出來ぬ。

こゝにも我々は立つべからざる制を立て、踰ゆべからざる限を踰なくても、「凡そ保元平治より以來の亂りがはしさに、頼朝といふ人もなく、泰時といふ者もなからましかば、日本國の人民いかゞなりなまし」（神皇正統記）といふやうな贅辭を喚び出し得る實際世相の存せしを見る。歴史は到底一面からのみは眺められない。

十二

以上予は島津庄の成立と増大に關する私見を述べたが、既にこれだけ書くにも可成りの時日を要して疲れた。それで此上に論すべき、此庄の傳領及び鎌倉幕府創立以後の變化に就いては、後日稿を改めて記すことにして、こゝには極めて簡単に一、二を述べるに止める。第一傳領のこととはよくわからぬのであるが、近衛家文書にある「庄々聞事」と題する簡単な同家相傳所領目録（延久二年十月六日頼通が記録所に呈出したるものより建長五年十月廿一日）には、一乘院前大僧正實信（の子）の所領をあげた所に註出しおきたるを享徳三年九月十四日寫したるものゝ如し）には、一乘院前大僧正實信（の子）の所領をあげた所に

(35)

高陽院領内
大和國守庄儀讓有普賢寺殿返事

京極殿領内

美濃國神野庄自普賢寺殿直被賜之

大和國長河庄自普賢寺殿著提山信圓大僧正被賜之

山城國小泉院廐

下野國仲庄村庄仲泉堀屋此内別郷也

鎮西島津庄、その成立・増大・住人並に傳領

大谷學報 第十卷 第四號
法性寺殿新立庄内 京極殿領内

伊勢國益田庄

高陽院領内 美濃國揖斐庄

高陽院領内淨光明寺領

已上五ヶ所者大夫三位讓之

大隅薩摩日向 鎮西烏津庄

已上八ヶ所内神野庄仲庄村等當時不勤政所役

といへるがあり。烏津氏文書には

(36)

賴朝補判

下 島津御庄官

可早任領家大夫三位家下文狀以左兵衛少尉

惟宗忠久、爲下司職、令致庄務事

右件庄下司職、任領家下文、以忠久爲彼職可令致庄務之狀如件、庄官宜承知勿違失以下

元曆二年八月十七日

といふもの、山田氏文書にも、

(37) 島津庄内知行分事、所被止領家一乘院所務也、有限佛神事用途并本家年貢者任先例可致沙汰之狀、依仰執達如件

永仁五年七月五日

陸奥守判

島津式部丞跡

同下野彦三郎左衛門尉殿

とあるより見れば、賴通より師實、忠實、忠通、基實、基通と本家は傳へらるゝ内、鳥羽院の頃より忠實の女高陽院を領家とし、その職を大夫三位家傳へ、此人より實信に譲りしを永仁年間に停めたものゝやうである。尤も領家がある時も政所役として本家には若干を納めてゐたと思はれる。大夫三位は誰なるかわからず、伊地知季安の如きは高倉宮以仁王の生母從三位成子即ち高倉三條局、又は宮の妃准三后通子に擬して、忠久を以仁王の落胤なりとの傳説を證明せんとしたり、或は領家の諸大夫の三位なる者とまで讀む苦心さへしてゐるが、予は基通の生母某としたい。蓋し彼の女は從三位皇后宮權大夫藤原忠隆の女である。傳領については右文書によると正確なる再現は今の處これ以上出來ない。(尤も此の庄は世々近衛氏に傳へて堀河關白經忠に及んだが、建武四年五月經忠吉野の行宮に奔りてより、北朝方將士に奪はる所となつたといふのは大體信をおいてよいであらう。漸次蠶食されてゐたのではあらうが)自分にも少し意見があるから、他日庄官としての島津氏を論する場合に故星野博士の謬説を糾しつゝ聊かこれに觸れよう。

島津庄の中心は初め日州島津院にあつた。それは保延年中に至つて初めてその近接地なる隅州財部院、深川院等も本庄に立てられたが、而も之は新庄といつたこと、並に薩摩の本庄六百三十五町

の内伊作、日置、小野等二百八十五町は文治三年平重澄が寄進する迄は寄郡であつたことでも推知出来る。故に建久七年惟宗忠久が總地頭として下向したときも先づ島津院に入り、今の郡本村ヨボリモトに館(祝去御所)を構へて居つたといふ。島津氏の稱はこの地名を冠したものであらう。然し他に和泉郡三百五十丁が本庄に入つてゐることは、その下司小太夫兼保なるものが伴氏なる點より見て注意すべきものである。云ひかへれば此庄は伴氏によつて維持擴張せられたのでなければならぬといふ推斷を支持する一史料である。その後忠久はいつしか三國の守護にもなつたらしが、彼の居所も薩州山門院末年禮城に居をかへた。尤も彼自身は大方鎌倉に住めるを以て酒匂某を薩摩に、本田某を大隅にそれゝ代官として遣しておいたのである。

山門院は和泉郡内にあるが此頃は院司平秀忠なるものが居つた。彼の文書は可成り舊記に採録されてゐるが、之を千葉系圖と合せ考へれば、保元平治の頃坂東平氏千葉介の一族なる胤國なるものが院司に補せられて下向し、その子國秀、孫秀忠と傳へて來たのである。胤國は彼の有名な常胤の親近のものであらうか、文治のはじめ賴朝は千葉介常胤を島津御庄薩摩方四百餘丁の地頭とした。

入來院文書建長二年四月二十八日の關東裁許狀には彼をも惣地頭と稱してゐる。爾來六十餘年間千葉氏は薩州の北部即ち國府の地方に代官を遣してゐたのであるが、寛元四年六月將軍賴經廢立一件に關して、上總介秀胤が北條時賴に謀られ、翌寶治元年六月其家が亡んでから此地頭職も沒收せら

れ、時頼方なりし澁谷定心が新補せられて下向し、子孫入來院、東郷、初答院、鶴田、高城等に土着してそれぐ地名を冠して氏としたのである。

頼朝は又大隅正八幡宮領千二百九十餘丁の總地頭としては掃部頭中原親能を任命したのであり、その親能は島津庄内でも幾分の地頭職を受けてゐた。大江廣元の實兄であり、頼朝の京都探題たりし彼にはこの恩賞は當然であらう。然るに建久九年二月廿二日には北條時政奉行の關東教書によつて庄内の分は惟宗忠久に與へてあるが、これは吾妻鏡(元久元十、)によると正八幡宮寺の訴によつて彼が正八幡宮領の地頭職を停止せられた結果であるらしい。その外頼朝は絞島氏、牛屎氏、菱刈氏禰寢氏、川邊氏、二階堂氏等を庄内の地頭に補任又は安堵して居り、これ等についても記述すべきことはあるが、何れも一括して後日文治以後の庄勢を見るときに譲る。

だが最後に一つ面白い問題を提起しておく、それは薩藩舊記にあつて而も人々が注意しなかつたもの、全文は左の如し、

(38) 自近衛殿被仰下、島津庄官訴申、爲實、府背先例、今年始以押取唐船着岸物事、解狀遣之、早停止新儀、如元可被付庄家也、其力適爲被仰下事也、上如狀者、道理有限事也、仰旨如此、仍執達如件、

文治三カ
五月十四日

盛時奉

伊豆藤内殿

盛時は平民部丞といひ賴朝の寵臣で秘書をしてゐたやうな者、藤内は鎮西奉行人天野遠景のことである。府はいつもの用例に従つて太宰府と解すべし、これによるご唐船着岸物は前から島津庄官が收め近衛殿に納めてゐたものと見ゆる。そこで問題はこの着岸物の内容易である。尤も平淡に解するならば之は宋船の難破したものゝ破片である。然しそれでは唐船着岸物と、押取といふ字がしつくりせぬ。誰もが知る通り、王朝の中頃から遣唐使はたへても、宋の代になると彼我私商の貿易及び之に伴ひ留學僧の往來も思つたより盛に行はれてゐた。而も是等の商舶は大方南航路をとつてゐたのである。日向の南部から多禰島硫黄島は正にその通路、又薩摩西部の秋目、久志京泊などは古來唐船の漂着する場所である。こんな處に島津庄が殆ど全部行き亘つてゐたことを先づ念頭において、さて彼の故原勝郎博士が、日本中世史に平氏の富裕の原因を探つて、

抑平氏が如何なる方法によりて此の如く莫大なる富を致すを得たりしかに就きては、今之を詳にすることを得ずと雖、蓋一朝にして成りたるにはあらず、正盛が曾て鎮西の強盜を容匿したることは前文既に之を述べたり、忠盛と貿易との關係に至りては、更に一層の注意を惹くに足るものあり、長承二年八月唐人船の鎮西に來着するや、府官等例に任かせ、存問を加へ隨ひて私市物を出せしに、其後忠盛自ら下文を作製して院宣と號し、宋人周新の船をば神崎庄の御

領たるの故を以て、問官を経るの要なしと下知せり、長秋記の著者師時、之を歎じて曰く、「言語道斷也、日本弊亡不足論、外邦耻辱更無顧、是非他、近臣猿犬所爲也」と、猿犬とは蓋し忠盛等を斥せるなり、此等二三の事既に吾人をして、平氏の財源の奇怪なるものあるを思はしむ况や忠盛の海賊を討するや却つて之と結托せるにあらざるなきかを疑はしむるものあるに於てをや云々

といへるものあるを思ひ出す時、果して如何なる連想が浮ぶであらうか。文中の神崎庄は恐らく、肥前にあるものであらう。藤原氏の富は蓋し平家に優るとも劣るものでない。時代も全く同じい。清盛は保元平治の交大宰大貳たり、其族平家貞を鎮西に遣してから平族島津庄内にも數多土着し、仁安二年攝政藤原基實薨去後は彼の第三女にして基實の正室たるべかりし（九年にして嫁し）盛子、白河の第に居つて亡夫の遺領を傳へてゐたと言はれる。考へ様によつては藤原氏の財源も「奇怪なるものあるを思はしむ」と云ひ得るかも知れない。

本稿は筆者が大正十五年、故愛甲兼達氏の囑を受けて、津曲氏系記を著した時から持ち始めた考に原づく。其後公爵島津忠承氏に朝河貢一氏編入院文書を薫まれ、その中に載せてある小數の文書の整理の仕方で甚だ啓發せられた。聞けば朝河氏は近比之を英譯してゐられるさうだが自分はまだ讀んでゐない。自分が目論んだ所は、正確な材料によつて島津庄の成立及び變遷を、之を中心として約一千年の久しきに亘り南九州に一區域をなして發達して來た一地方の政治、社會、經濟等の諸事情の背

景の中に、謂はゞ立體的に、叙述する點にあつた。然るに意あつて識足らず、筆また縦横の氣なくして斯くの如き拙文に終つたのを慚ぢる。況んや所論は後半を剥して未だ盡さざるものあるに、期日は十餘日を失過して編輯子を苦しむるをや。罪太だ深し、錄して寛恕と示教を待つ。(四、十一、十八)